

東京

きたほうりつ

2023年
第42号
新春

発行 東京北法律事務所 114-0022 東京都北区王子本町 1-18-1 北法ビル4階 電話 03-3907-2105 (代表) FAX 03-3907-2183
<https://kitahou.bengo-shi.com/>



あけましておめでとうございます

北区には歴史的な遺産が数多く存在します。そのうちのひとつとして「旧岩淵水門(赤水門)」を紹介します。

かつて荒川は「荒ぶる川」のとおりに氾濫を繰り返し、その治水の要として旧岩淵水門は大正時代に建設されました。この工事を監督したのは、パナマ運河建設に携わった青山士(あおやまあきら)氏です。

昭和30年代に赤色で塗り替えられたことから「赤水門」という愛称で呼ばれるようになり、長年親しまれてきました。

現在水門としての役割は、下流の青色の岩淵水門が引き継いでいます。

一度訪れてみてはどうでしょうか。

皆様のさらなるご健勝とご多幸を祈ります。

2023年 元旦

東京北法律事務所

弁護士 坂田 洋介 弁護士 金井 知明 弁護士 菊間 龍一
事務局一同

御案内

業務時間 9:30～6:00
(土・日・祝日は休み)

トピックス

- 原発事故の国の責任を否定した不当判決 ～2022年6月17日最高裁判決について
- いわき市民訴訟・控訴審
- 相続事件について
- 国歌を歌わないと処分される ～それって世界の常識?～
- 北区志茂一丁目・補助86号線の取消訴訟

2
4
5
6
7

した 不当判決

～ 2022年6月17日 最高裁判決について

青天の霹靂

二〇二二年六月一七日午後二時三〇分。まさに青天の霹靂でした。

二 〇二一年三月二日の福島第一原発事故の被害者による集団訴訟が全国で約三〇件提起されています。

そのうち、先行して高裁判決が出ていた、生業訴訟、群馬訴訟、千葉訴訟、愛媛訴訟の四つの事件について、二〇二二年六月一七日、最高裁第二小法廷が判決を言い渡しました。

これまでの間、全国の弁護士が協力して、国・東京電力の責任を追及してきました。地裁・高裁での判断は概ね半々に分かれていましたが、先行四訴訟の高裁判決は三勝一敗でしたし、いずれの勝訴判決も説得力のある内容でした。そのため、四つの原告団・弁護団は、敗訴を想定した「旗」も声明も用意していなかったほどに、国の責任を認める勝訴判決を確信していました。

何が争われていたのか

国

の責任を追及するにあたっては、①事故の発生を予見できたかという点（予見可能性）と、②事故の発

生を回避することができたかという点（結果回避可能性）が重要な論点となります。また、その前提として、③法令がどのような趣旨・目的で国に規制権限を与えたのかについても重要な論点となります。

本件原発事故に即して言えば、①原発の敷地高さを超える津波が到来して全交流電源喪失に至ることを予見できたか、②津波対策により全交流電源喪失に至る事態を回避することができたか、③原子力基本法、炉心等規制法、電気事業法といった法令の趣旨・目的に照らして、国が規制権限を行使すべきであったか、という点が重要な論点となっています。

全国各地の地裁・高裁の裁判官は、非常に膨大な証拠資料を丹念に検討して、これらの論点について可否を判断してきました。先行四訴訟の地裁・高裁についても同じです。最高裁判所への上告受理手続においても、当然これらの論点を取り上げられていました。

最高裁の不当判決

と

ころが、最高裁第二小法廷判決の多数意見は、いわば一言でした。

すなわち、仮に、原告らの主張するとおり国が規制権限を行使したとしても、本件事故と同様の事故が発生し

た可能性を否定できないとして、結果回避可能性のみを否定し、国の責任を否定しました。

多数意見は、①予見可能性についても、①②の前提となる③法令の趣旨・目的についても一言も言及することなく、「どうしたって事故は回避できなかったのだから仕方がない」といって国の責任を否定してしまったのです。

最高裁判所の門前で判決の内容を待ち望んでいた全国の原告団・弁護団・支援者の方々からは、司法に裏切られたという怒りと悲しみから悲痛な叫びが上がったことは言うまでもありません。この日からしばらくの間、国を免責した最高裁判決を猛烈に批判する社説が多く出されたのを目にした方もいらっしゃると思います。

後続する津島訴訟

さ

て、私は、主に「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」の弁護団で、国の責任を追及する担当者として活動しています。

津島訴訟は、二〇km圏外であるにもかかわらず、事故後一二年が経とうとしてもなお全域が帰還困難区域とさ

原発事故の国の責任を否定



津島訴訟控訴審第一回期日前の様子

れている、浪江町津島地区の住民による集団訴訟です。二〇二二年七月三〇日には、福島地裁郡山支部で、国・東京電力の責任を断罪する勝訴判決を勝ち取りました。そして、住民が第一に求めているふるさとの現状回復を求めて、仙台高裁に闘いの舞台を移したところでした。最高裁判決が津島訴訟の原告団・弁護団にとってもショックであったことは否定できません。

しかし、私たちはもちろん、全国でまだ闘いを続けている原告団・弁護団もまったく諦めていません。実は、最高裁判決には、三浦守裁判官による国の責任を認める緻密で精巧な反対意見があるのです。

真の最高裁判決

三 浦裁判官の反対意見は、まさに私たち住民らの主張に沿った真つ当な判断です。

すなわち、①予見可能性については、二〇〇二年に国の機関が公表した「長期評価」と土木学会が公表した「津波評価技術」を用いれば、敷地高さを超える津波が到来することが予見できたといえます。また、②結果回避可能性については、敷地高さを超える津波が予見できる以上、長時間かかる防潮堤等の設置ではなく、主要建屋や重要機器室の水密化をすることにより、全交流電源喪失に至る事態を回避することができたといえます。そして、③法令の趣旨・目的については、周辺住民の生命・身体に対する危害を防止することを主要な目的として、できる限り速やかに、最新の科学的、専門

技術的な知見に基づき、極めてまれな災害も未然に防止するために必要な措置が講じられるよう、適時にかつ適切に規制権限を行使すべきものであったとします。

興味のある方は、最高裁判所のウェブサイトに掲載されていますので、多数意見と反対意見を読み比べていただければ、どちらが説得力のある判決であるか一目瞭然だと思えます。

今後に向けて

私 たち津島訴訟を含めた全国の原告団・弁護団は、最高裁判決に屈することなく、必ずや原発事故に対する国の法的責任を認めさせ、ふるさとの現状回復と被害の完全賠償を勝ち取るべく、全力で奮闘してまいります。是非とも皆さまにも応援をしていただければ幸いです。

(菊間)

いわき市民訴訟・ 控訴審

いわき市

一 「いわき市民訴訟」とは

いわき市民訴訟・控訴審（仙台高等裁判所）が昨年一月二十九日に結審し、判決言い渡し日が今年三月一〇日に指定されました。

いわき市民訴訟は、福島第一原発事故の被害に関する訴訟ですが、原告は避難者ではありません。

いわき市は、強制避難区域ではなく、自主的避難等対象区域とされています。いわき市民訴訟は、このような自主的避難等対象区域における滞在者を原告とする全国で唯一の集団訴訟です。

原審（福島地方裁判所いわき支部）の判決は二〇二〇年三月二六日に言い

渡されました。

しかし、その内容は、「放射線による具体的な健康リスク」がなければ、どれだけ不安や行動規制などがあっても賠償しない（たいした被害ではない）とする不当なものでした。具体的には、事故後半年（二〇一一年九月三〇日）で被害はなくなったとするものでした。

そのような内容で納得することはできず、原告は控訴しました。

二 いわき市の被害の特殊性

いわき市は、その約七割が森林です（写真）。そして、海と山の間のわずかな平野部に住民のほとんどが生活しています（写真）。

そのため、いわき市民は年代に関わらず、山と海という自然に囲まれた生活を営んできました。

それが原発事故により一変しました。いわき市は、原発事故直後、放射性プルームが通過し、全域に放射性物質が降りました。その結果、いわき市全域で放射線の値が増加し、二〇一一年一二年には「汚染状況重点調査地域」に指定され、除染の対象地域となりました。

しかし、住宅等の生活圏の除染は、平成二五年度まで本格的な実施が始まらず、かつ終了したのは平成二九年度でした。

しかも、除染されたのは「住民の生活圏」のみであり、自然の森林や海は全く除染されていません。

その結果、子どもにとって山や海は遊び場ではなくなり、また多くの住民が生活の一部として楽しんできた山登り、山菜採り、キノコ採り等は自粛せざるを得なくなりました。

「自然とともに生きる」といういわき市の特殊性を、原発事故は住民から奪ってきたのです。

三 原発事故被害を過小評価してはならない

原発事故が起こった時点のいわき市の人口は約三四万人でした。

いわき市民訴訟で訴えている損害は、各原告の個人的な損害ではありません。

「いわき市に住んでいれば、その被害の現れ方は異なっても、当然に誰もが被っている被害」を訴えています。

そのため、この訴訟で認められた損害は、そのまま原告以外のいわき市民にも認められるべき損害となります。

そのため、特に原審いわき支部の裁判官

には、その判決の波及効果を懸念して、被害を過小評価しようとする意図があったように思えます。

だからこそ、原告は控訴しています。原告は形式的には損害賠償を求めています。しかし、真の目的は、強制避難区域だけでなく、その周辺地域でも重大な被害が広がっていることを認めさせ、それを通じて原発事故がもたらす真の被害を明らかにすることです。

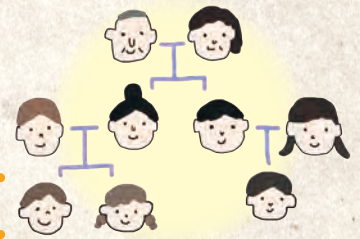
それにより、国に対して、広く被害者を認めさせて、今後の健康被害等に対する十分な対応をさせること、さらには原発行政に対する改善等に繋がることなどを求めています。

だからこそ、原告としては、負けるわけにはいきません。（坂田）



いわき市全域

相続事件について



人生で何度も経験しない相続。手続きがよくわからないという話をお聞
きします。そこで、今回は、相続手続きの流れをご紹介しますと思います。

1 遺言の有無で 手続きが変わります



相続手続きは、遺言の有無によって大
きく異なります。遺言があった場合は、
遺言内容に基づいて遺産の承継が行われ
ます。自筆の遺言の場合は、裁判所で検
認を行う必要があります。また、遺
言の内容によっては、遺留分（兄弟姉妹
以外の相続人に対して、遺言によっても
奪うことのできない遺産の一定割合の留
保分）の問題が生じます。

遺言がない場合は、相続人全員で遺産
分割協議を行う必要があります。

2 遺産分割協議の流れ

遺産分割協議は以下の流れで手続きを
進めていきます。相続人間で話し合いを
行って進めていきますが、協議がまとま
らない場合は、家庭裁判所で手続きを行
うことになります。

① 相続人の確定

被相続人が生まれた時からの戸籍を全

て取得し、相続人を確認していきます。
調査によって、これまで知らなかった相
続人が判明することもあります。

② 遺産の内容の確定

次に、遺産分割の対象となる財産を確
定させます。不動産や預貯金など、被相
続人が亡くなった時に所有していた財産
を調査し、確定させていきます。借金な
どのマイナスの財産も確認します。財産
が遺産なのかどうかでもめることもあ
り、解決できないと裁判で確定しなけれ
ばなりません。

③ 遺産の評価額の算定

遺産が確定したら次は、評価額を算定
します。預貯金は残高を確認すればよい
のですが、不動産など、評価でもめる財
産もあります。不動産は、正式な鑑定を
行うと費用が高額になるので、不動産業
者に査定をお願いするなどして、話し合
いをしながら評価額を決めていくケー
スが多いです。

④ 特別受益・寄与分の確認

特別受益の典型例は、一部の相続人だ
けが被相続人から生前に贈与を受けて利
益を受けている場合です。不公平になら

ないように、利益を受けた相続人の相続
分を減少させることによって、相続分を
調整することになります。

寄与分は、労務の提供や財産の給付、
被相続人の療養看護により被相続人の財
産が維持されたときや増加したときに、
他の相続人との間の不公平を是正するた
めに設けられた制度です。寄与分がある
相続人の相続分を増加させることで、相
続分を調整し具体的な相続分を確定し
ます。

⑤ 具体的な財産の分割方法を決定

最後に、遺産の分割方法を具体的に決
めます。どの財産を、誰が取得するかを
決めていきます。相続分の価値の財産を
取得することができますが、話し合いで
合意ができれば、一人（例えば妻）が全
ての遺産を取得することも可能です。

相続手続きは以上のように進められて
いきますが、遺言の有無で手続きも変わ
り、遺産分割の協議内容も多岐にわたる
ため、手続きで困っている方や、「相続」
となってしまう方からの相談も多いで
す。お困りごとに応じて、
対応しますので、お気軽に
ご相談ください。（金井）



国歌を歌わないと処分される

～それって世界の常識？～

1 国歌起立斉唱の強制が二〇年にわたり続いています

東京の公立学校では、二〇〇二年から、国歌起立斉唱の強制が続いています。入学式や卒業式等の式典の度に、先生に国歌の起立・斉唱を求める職務命令が出されます。従ってできない場合は懲戒処分を受けます。これまで約五〇〇人の先生が懲戒処分を受けました。懲戒処分を受けると、給料やボーナスが減額され、教壇に立てなくなることもあります。昇級も難しくなり、定年後に再雇用もされません。このような状況が二〇年近くも続いています。

2 国際機関は是正を求めています。

このような状況に対し、2つの国際機関が是正を求めています。

(1) ILO／ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会

ILO／ユネスコ教職員勧告適用合同専門家委員会は、ILO（国際労働機関）とユネスコ（国際連合教育科学文化機関）が設置した委員会です。この委員会は、加盟国が、先生の地位や権利を守るために定められた国際基準を守っているかをチェックし、違反している国があった場合は、その国に対して、是正勧告を行います。

委員会は二〇一九年に、日本政府

(2) 自由権規約委員会

自由権規約委員会は、自由権規約の実施を監督するために設置され、活動している国際連合の機関です。自由権規約は、国際連合総会によって採択された人権保障の国際基準です。

二〇二二年、自由権規約委員会は、東京都で繰り返されている国歌起立斉唱の強制について、「思想及び良心の自由の効果的な行使を保障し、……当該自由を制限することのあるいかなる行動も控えるべきである。」と指摘し、強制の是正を求めました。



人権保障の国際基準によっても、国歌の起立斉唱を強制することは許されないのです。

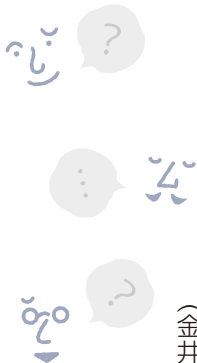
3 早期の是正を！

東京都教育委員会は、国際社会のマナーを学ぶために、式典で、国歌を起立斉唱する必要があると言います。そして、先生は、そのお手本として起立斉唱をしなければならぬということです。この考えを根拠に起立斉唱できない先生に、懲戒処分を繰り返しています。

しかし、国際社会のマナーを学ばせるための手段として、東京都教育委員会が行っている起立斉唱の強制は、国際機関から人権侵害と指摘されているのです。

国際機関から相次いでなされた是正勧告を受け止め、早期に国歌の起立斉唱の強制をやめるべきです。様々な価値観を理解し、お互いの違いを尊重する姿勢を身につけることが大切ではないでしょうか。

（金井）



北区志茂一丁目・補助八六号の取消訴訟

一 いよいよ高裁判決が出ます。

北区志茂一丁目を東西に横断する都市計画道路(補助八六号線)について、その事業認可決定の取消を求める訴訟の控訴審(東京高等裁判所)が、昨年一月三〇日に結審し、判決言い渡し日が本年三月三日と指定されました。

地域住民は、勝訴判決が言い渡されるものと確信しています。

二 勝訴と確信する点①

住民が主張している内容は、東京都として「行うべきことを行っていない」から取り消すべきという当然の内容です。

本件補助八六号線は、その変更決定のあった昭和四一年から起算しても「約五〇年間塩漬け」になっていました。

当然世の中は全く変わっており、昭和四一年当時の調査が全く役に立たないことは当然です。

そのため、その化石のような道路計画を復活させるのであれば、あらためて調査を行い、将来予測も行ったうえ

で、道路の必要性と合理性を再度検討すべきであることは当然の帰結ではないでしょうか。

住民側が参考としている東京高等裁判所の「外環の2控訴審判決」も同様の検討を求めています。

しかも、昭和四一年の変更決定時の根拠とされた「交通の円滑化」としての必要性を、東京都は現時点では明確に否定しています。そのうえで、新たに全く性質の異なる「延焼遮断帯」としての必要性を挙げています。

しかし、東京都には「延焼遮断帯」としての道路の必要性・合理性を判断する基準は存在せず、また十分な調査も行わず、必要な将来予測も行っていないません。

まさに東京都は「行うべきことを行っていない」のです。

三 勝訴と確信する点②

本件補助八六号線の現状を前提とすると、「延焼遮断帯」として不要という事実しか出てきません。

まず、地域の不燃領域率(燃えない面積の割合)が七〇%を超えると延焼しないとされています。つまり、「地域自体が延焼しないので、地域全

体で延焼遮断帯となりうる」ことになります。

本件補助八六号線の通る志茂一丁目の不燃領域率は、事業認可時点(二〇一五年)では幸うじて七〇%を下回っていました。その後数年で七〇%を超えました。

そのうえで、埼玉大学名誉教授・岩見良太郎先生に、実際の志茂一丁目の建物状況を前提に延焼シミュレーションを行ってもらいました。その結果、本件補助八六号線が「延焼遮断帯」として全く不要であることが明らかにになりました。

しかも、「延焼遮断帯」に関する住民の主張は、特殊な考え方ではなく、昭和五〇年代以降の国及び東京都の基本的な考え方であることも岩見名誉教授の調査で明らかになりました。

つまり、本件補助八六号線が、理論面でも、実情面でも「延

焼遮断帯」として全く不要であることが明確になっています。

四 時代に逆行する道路行政

現在の道路行政では、地域住民の意見を聞き、民主的に進めていくこととされています。本件訴訟のように、多くの地域住民が反対し、訴訟まで提起している時点で全く時代に逆行しています。

しかも、東京都はこれまで「東京都が昭和五六年に延焼遮断帯として位置づけた」という抽象的な説明をするのみで、具体的な根拠は一切説明してきていません。東京都には住民に説明して納得してもらうという姿勢は皆無です。

地域住民にとって道路設置に依る理由はありません。

(坂田)



補助八六号線の予定地

謹賀新年

2023 卯



明けましておめでとうございます

弁護士 金井 知明

週末は、小二の子どもとラグビーを楽しんでいます（ラグビースクールのコーチをやっています）。コーチングについては、近年、「アスリートセクター」が提唱されています。怒鳴って教えていた「コーチファースト」の反省から、「アスリートファースト」（選手が一番）という考え方が生まれましたが、今は順番ではなく、選手の主体性を大事にしながら、コーチも一緒に成長していくという考え方が広がっています。理想的ですが、なかなか実践は難しく、試行錯誤の日々です。

今年もよろしく願います。



プロ野球観戦を実現させたい

弁護士 坂田 洋介

私は四〇年来の広島東洋カープファンです。子どもと一緒に何度も観戦に行っていました。父である私が応援することにより、子どもたちも徐々にカープファンになりました。

しかし、このコロナ禍で観戦に行く見通しはたまたないでいます。球場観戦のイスは小さく、隣と密着します。多くの大人はビールを飲み、大声を上げています。

しかし選手が躍動し、ピンチをしのいだとき、チャンスをつかんだとき、周りのファンとの一体感は得がたい経験です。コロナ禍で厳しいものの、なんとかプロ野球観戦を実現させたいものです。

日々精進

弁護士 菊間 龍一

昨年四月に移籍してまいりました。これまで個人の方から中小企業の方の法律問題全般に取り組んでおりました。特に力を入れているのが、刑事事件、消費者事件、契約法務です。以後、お見知りおきのほどよろしく願っています。北法は皆仕事好きで個性豊かな人が集まっていると思います。毎日、ああしようこうしよう

と一生懸命頑張っています。私も負けず劣らず仕事が好きなので、少しでも北法と関わる皆さまのお力になれるよう日々精進してまいります。

今年もよろしく願っています。

地球の未来を

事務局 岡田 幸代

昨年、ロシアのウクライナ侵攻が始まりました。中国の言論統制、ミャンマーのクーデター、安倍元総理の殺害、軍事費の二倍化を狙う日本政府、一〇〇年に一度レベルの災害の頻発など、国内でも世界でも心配なことが山積みです。環境も平和も暮らしも、地球規模で考えなければ、人類に未来はありません。つらい現実から目を背けたくなりますが、自分は何ができるのだろうか、考えることは続けていきたいと思っています。今年もよろしく願っています。



日常のひとときを心豊かに

事務局 竹澤美弥子

アコースティックギターを始めました。コロナ禍の中、自宅でも静かに楽しめるなにかを、と考えるようになってきました。

単音引きで「きらきら星」などを練習する日々ですが、好きな曲で弾き語りができるようになるには、まだまだ時間がかかりそうです。昨年はロシアによるウクライナ侵攻を始め、世界規模で悲惨な出来事が続きました。暗い世の中だからこそ、自分自身を大切にみつめ、メリハリのある毎日を過ごしたいと思っています。今年もよろしく願っています。

家族との時間

事務局 菊地 美保

昨年は久しぶりに地元の家族で集まりました。会わない間に甥っ子は私より背が高くなり、妹は結婚し優しい旦那さんと一緒に暮らした。父は病気をし、少し痩せたようでした。成長も老いもあり、時が経つと家族の形は変わっていくものだと実感しました。

数年ぶりの家族団らんは楽しく温かい時間でしたが、あと何回家族皆で集まれるのか考えると切なくもありました。

この先どれだけ親孝行ができるのかも考えながら、私も成長していきたいです。

今年もよろしく願っています。

